

会議報告



日本公認会計士協会 常務理事
国際監査・保証基準審議会メンバー

すみだ さやか
住田 清芽

国際監査・保証基準審議会テクニカル・
アドバイザー

かい さちこ
甲斐 幸子

国際監査・保証基準審議会 (IAASB) 会議報告 (第75回会議)

国際監査・保証基準審議会 (IAASB: International Auditing and Assurance Standards Board) の第75回会議が、2016年3月14日から18日までニューヨークで開催された。

日本からは、日本公認会計士協会より住田清芽(ボードメンバー)、甲斐幸子(テクニカル・アドバイザー)が参加したほか、金融庁(企業会計審議会)より五十嵐則夫委員がオブザーバーとして参加した。以下、会議の概要を報告する。

1 最終化に向けた検討—違法行為への対応 (ISA250等)

IAASBは、2015年7月に、公開草案「IAASBが策定する国際基準の改訂の提案：違法行為への対応」を公表している(コメント期限：2015年10月、以下「IAASBの公開草案」という。)。IAASBの公開草案は、国際会計士倫理基準審議会(IESBA)が2015年5月に公表した再公開草案「違法行為への対応」(以下「IESBAの再公開草案」という。)を受けて、IESBA倫理規程とIAASB基準(特に、ISA250「財務諸表監査における法令の検討」)の整合性を維持するために限定的な修正を行うことを目的としたものである。今回の会議では、IESBAのプ

ロジェクト担当タスクフォース議長から、IESBAにおける審議状況の報告と質疑応答があったほか、寄せられたコメントを踏まえ、IAASB基準の改訂の最終化に向けた第1回目の審議が行われた。今回の会議において議論された主な点は、以下のとおりである。

(1) 「違法行為」の定義

IAASBの公開草案では、「違法行為」の定義には変更が提案されていなかった。しかしながら、IESBAの再公開草案の定義と表現が一致していないとのコメントがあったことから、タスクフォースから主に以下の変更を行うことが提案された。

① 「取引」の用語の削除

現行のISA250の違法行為の定義には、「…このような行為には、企業が行う取引、企業の名前で行う取引又は企業のために経営者、統治責任者若しくは従業員が行う取引が含まれる。」という文章が含まれている。しかしながら、IESBAの再公開草案では、違法行為の定義に、「取引」の用語は含まれていない。これは、「取引」を定義に含めると違法行為の範囲が限定的になり、違法行為は行為を伴うもの(action)と伴わないもの(inaction)の双方から生じることが曖昧になるとの理由に

よる。そこで、ISA250の定義からも「取引」の用語を削除する。

② 違法行為に含まれない行為

IESBAの再公開草案では、セクション225.2で違法行為が定義されているほか、セクション225.9¹において、違法行為に含まれない行為が説明されている。そこで、ISA250の定義にも同様の記述を追加する。

③ 「企業に雇用されている者若しくは企業の指示を受ける者 (other individuals working for, or under the direction of the entity)」

IESBAは、企業の非業務執行取締役 (non-executive director) や従業員 (employee) ではないが、企業の指示に基づき行動する代理人 (agent) による違法行為が倫理規程の対象に含まれることを明瞭化するため、IESBAの再公開草案の「従業員」の表現を、「企業に雇用されている者若しくは企業の指示を受ける者 (other individuals working for, or under the direction of the entity)」に変更することを検討している。そこで、ISA250の定義にも同様の変更を行う。

これらの提案に対し、IESBA倫理規程とISAの表現をできる限り一致させるべきという方向性にはボードメンバーから大抵、賛同が得られたものの、一部のボードメンバーから、①に関して、「監査上要求されるべき範囲を超えて定義を拡大することにつながる可能性がある」との懸念のコメントがあった。また②に関して、定義そのものから明白であり不要である、また、表現が分かりにくいとの指摘があった。そこで、上記変更が及ぼす影響を検討するため、タスクフォースが、ISA250の現行の違法行為の定義に関する過去の議論を確認した上で、表現を再度検討す

ることになった。

(2) 規制当局等に対する違法行為の報告の責任

IAASBの公開草案では、ISA250第28項において、監査人は、違法行為を識別した又はその疑いがある場合、規制当局等に対し報告する「法令上又は倫理上の義務又は権利 (legal or ethical duty or right)」があるかどうかを判断することが求められ、関連する適用指針が設けられていた。これに対し、主に以下のコメントがあった。

- ・ 「法令上又は倫理上の義務又は権利」が想定している状況が不明瞭である。
- ・ 国によっては、監査人は、法令上の守秘義務の規定により違法行為を企業外部に報告することが禁止されている場合もあり、そのような状況が十分に考慮されていない。

そこで、タスクフォースから、要求事項において、監査人は、①違法行為を報告する法令上の義務又は権利があるかどうか、②違法行為を報告する倫理上の要求事項があるかどうか、又は③違法行為を報告するか否かを判断する倫理上の責任があるかどうかを決定しなければならないとし、3つの状況に分けて説明する案が提案された。また、適用指針において、法令により求められる守秘義務により違法行為の企業外部への報告が禁止されている状況など、各国の法令等の体系により様々な状況がありうることを例示する案が示された。しかしながら、ボードメンバーからは複雑となり、かえって分かりづらいつとのコメントが多く、タスクフォースにおいて再度検討することとなった。

IAASBは、2016年4月26日の電話会議での議論を経て、2016年6月の本会議において、IAASB基準の改訂の最終化の承認審議を行う予定である。

2 公開草案に向けた検討— ISA540

2015年12月会議において、ISA540「会計上の見積りの監査」の改訂に係るプロジェクト・プロポーザルが承認された。プロジェクト・プロポーザルでは、国際財務報告基準 (IFRS) 第9号「金融商品」(2014年7月公表)に関する論点だけでなく、他の論点も含めた全面的な改訂を行うこととされ、2016年12月会議において、公開草案の公表の承認を行うことが予定されている。また、IAASBは、プロジェクト・プロポーザルとは別に、ISA540の改訂プロジェクトに係る公表物「プロジェクトのアップデート及び予想信用損失モデルの採用により生じる監査上の課題に対する現状の考察」(以下「プロジェクト・アップデート」という。)を策定した²。プロジェクト・アップデートの主な目的は、①監査の利害関係者に対し、ISA540の改訂プロジェクトについて説明すること、②監査人に対し、IFRS第9号の予想信用損失モデルの適用により生じる可能性のある監査上の課題について注意喚起し、適切な対応を講じるための支援とすることである。

今回の会議では、ISA540の改訂に係る公開草案の策定のための第1回目の議論が行われた。ISA540の適用対象については、現状どおり、すべての会計上の見積りを対象とすることで暫定合意があったほか、主に以下の論点に沿って、改訂の方向性に関して議論が行われた。

- ① 見積りの複雑性と見積りの不確実性の関係 (見積りの不確実性のほか、見積りの複雑性の考慮についても強調するかどうか。)
- ② 使用されている表現 (例えば、「評価 (evaluate)」の見直しによる職業的懐疑心の強調)

- ③ モデル及びデータに対する内部統制の理解
- ④ 見積りの不確実性の評価、特別な検討を必要とするリスクの識別との関係
- ⑤ リスク対応手続(監査人の見積額又は許容範囲の設定を含む。)

3 ディスカッション・ペーパーの検討—統合報告

IAASBは、2014年9月に統合報告作業グループを立ち上げ、統合報告含めた外部報告の進化やそれに関連した保証業務へのニーズに関して情報収集活動を行っている。IAASBの今後の関連する活動(国際基準の策定の必要性及び策定する場合におけるその時期等を含む。)について広く意見募集するため、今後、ディスカッション・ペーパーを公表する予定としている。今回の会議では、作業グループから、ディスカッション・ペーパーの素案が提示された。ディスカッション・ペーパーの素案は、主に以下の構成となっている。

- これまでに作業グループが行ったアウトリーチ活動等の結果の要約
- 情報の信頼性に影響する要因は何か、現在、どのような業務が行われているか
- 保証業務を行う際における主な課題
- 質問項目

今回の会議での議論を受けて、今後、作業グループでさらに作業を進め、次回2016年6月会議において再度ドラフトが提示される予定である。

4 その他

今回の会議では、上記のほか、主に以下に関する報告や議論が行われた。

- 職業的懐疑心：今後の作業グループの活動についての議論
- ISA315:ISA315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」に対してこれまでに寄せられている論点の説明及び将来の改訂プロジェクトについての議論
- データ分析：作業グループの活動報告及び今後の活動についての議論
- 合意された手続：作業グループの活動報告及び国際関連サービス基準(ISRS)4400「財務情報に関する合意された手続の実施契約」の改訂プロジェクトの今後の進め方等に関する議論
- IAASBの2017年から2018年の作業計画：今後の作業計画の策定プロセスについての議論

<注>

- 1 IESBAが2016年4月25日に開催した電話会議による本会議のアジェンダでの項番号を使用している。
<http://www.ethicsboard.org/system/files/meetings/files/Agenda-Item-1C-NOCLAR-Revised-Text-All-Changes-from-ED-Mark-Up.pdf>
- 2 プロジェクト・アップデートは、2016年1月に行われた電話会議を経て2016年3月に公表されている。プロジェクト・プロポーザル及びプロジェクト・アップデートの原文は、以下のIAASBウェブサイトからダウンロード可能である。
<http://www.ifac.org/publications-resources/isa-540-revision-project-publication>